

天童市森林情報館管理事業業務委託プロポーザル実施要項

令和7年1月14日

1 趣旨

この要項は、天童市（以下「市」という。）が行う天童市森林情報館管理事業（以下「本業務」という。）の発注に関し、企画力、創造力、専門性、実績等において、本業務を委託するにふさわしい者を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により選定する手続等について定める。

2 募集概要

(1) 事業名称

天童市森林情報館管理事業業務委託

(2) 背景と業務目的

市では、令和2年度の市森林情報館館内外リニューアルにより、当館を森林の情報発信に加え、市の陸路の玄関口及び観光振興の拠点として活用している。その中で本業務は、当館において、市の玄関口並びに観光振興の拠点及び本市が生産量日本一を誇る将棋駒とラ・フランスのPRの場として、インバウンド対応を含めた来館者向けの観光案内の強化を目的とする。

(3) 実施場所

天童市楯ノ町二丁目3番41号

天童市森林情報館

なお、観光案内を行う場所については、別紙図面を参照すること。

(4) 実施条件

別紙「天童市森林情報館管理事業業務委託仕様書」に定めるとおりとする。

ただし、上記仕様書は、本業務を実施するに当たり、市が必要とする必要最低限の事項を定めたものであり、プロポーザル申込者は、仕様書以外の内容も含め、市にとって最良となる提案を行うこと。

なお、本業務に関して、市森林情報館館内にて営利を目的とした事業をしてはならない。

(5) 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

ただし、委託期間が満了する6月前に受託者から市に対し、特段の意思表示がないときは、当該委託契約は1年間自動更新するものとし、以降、令和11年度まで同様とする。

(6) 提案見積書の上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

15, 213千円

(7) その他

本プロポーザルは、令和7年度の予算成立を前提とする。

3 申込資格要件

次の要件を全て満たす事業者に限る。

- (1) 市との連絡・調整を速やかに行うため、天童市内に本社、支社、事業所のいずれかを有していること。
- (2) 観光案内に関する業務の実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画許可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 事業者の役員及び従業員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (9) 国税、地方税の滞納がないこと。

4 スケジュール

実施要項等の配布：令和7年1月15日（水）から

令和7年1月31日（金）まで

応募申込の受付：令和7年1月15日（水）から

令和7年1月31日（金）まで

申込等に関する質問の受付：令和7年1月15日（水）から

令和7年1月22日（水）まで

申込等に関する質問の回答：令和7年1月27日（月）

プロポーザルの審査：令和7年2月上旬

選定結果の通知：令和7年2月中旬

5 申込書類等

(1) 申込書類

- ア 応募申込書（別紙様式1号）
- イ 誓約書（別紙様式2号）
- ウ 納税証明書
- エ 観光案内業務（将棋駒及びラ・フランス等本市特産フルーツのPRの方策を含む。）に関する企画提案書（任意様式）
- オ 提案見積書（任意様式）
- カ 会社概要が分かる資料（観光案内に関する業務の実績含む。任意様式）
なお、提出部数は、ア・イ・ウは各1部、エ・オ・カは各6部とする。

(2) 申込先

ア 提出方法

持参又は郵送（期日必着）によるものとする。なお、郵送の場合は配達記録が残る方法を利用すること。

イ 提出先

〒994-8510 天童市老野森一丁目1番1号

天童市役所経済部農林課森林保全係 担当：大戸、矢萩

(3) 申込期間

令和7年1月15日（水）から令和7年1月31日（金）まで

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで

なお、天童市の休日を定める条例（平成2年条例第17号）第1条に定める休日は、受付を行わない。

6 申込等に関する質問の受付及び回答

本実施要項のほか、提出する書類に関して質問があるときは、次のとおり質問を受け付け、その質問に対して回答する。

ただし、審査に係る質問は一切受け付けない。

(1) 受付締切

令和7年1月22日（水）午後5時15分まで

(2) 質問方法

質問書（別紙様式3号）にて、電子メールにより天童市農林課のEメールアドレス（nourin@city.tendo.yamagata.jp）に送付すること。なお、電子メール以外での質問は一切受け付けない。

(3) 回答

令和7年1月27日（月）まで、質問者の名称を伏せた上で、回答書（別紙様式4号）にて、全ての質問事項に対する回答を本市ホームページ（<https://www.>

city.tendo.yamagata.jp/) に公開する。

7 審査及び事業者の選定

(1) プレゼンテーションによる審査の実施

本プロポーザルでは、申込者を招き、プレゼンテーションにより審査を行うものとする。

ア プレゼンテーションは、申込者ごとに個別に行うものとし、その順番は、市が決定する。

イ プレゼンテーションの実施日時は、別途通知する。

ウ 申込者の出席者は、代表者、担当者等を含め5名以内とする。

エ プレゼンテーションでプロジェクターを使用する場合は、事前に市と協議の上、機材は申込者が準備すること。

オ プレゼンテーションの時間配分は、おおむね次のとおりとし、合計で30分以内とする。

(ア) 準備	3分
(イ) 申込者からの説明	15分
(ウ) 質疑応答	10分
(エ) 後片付け	2分

(2) 採点項目

本審査の採点項目は、次のとおりとする。

ア 観光案内業務の業務実績は十分にあるか。

イ 観光案内業務について、適切な情報提供ができるか。

ウ 外国人観光客等に対する対応について、適切な対応ができるか。

エ 将棋駒及びラ・フランスを始めとした本市特産の果樹類をより広くPRしていく方策はあるか。

オ 市内施設への誘導策について、成果が見込めるものか。

カ 来館者からの要望、苦情等発生時の対応が迅速に図られるか。

(3) 選定方法

本プロポーザルの審査は、申込書類及びプレゼンテーションに基づき、項目ごとに採点し、採点の合計が満点の6割以上を獲得した者のうち、合計点数が最も高かった事業者を受託予定者として選定する。

(4) 選定結果通知

受託予定者選定後、全ての申込者に選定結果を通知する。

8 契約の締結

(1) 契約締結の手続

市は、受託予定者を本業務に係る随意契約（1者入札）の相手方とし、契約

交渉を行う。

なお、受託予定者と契約を締結できない場合は、採点の高い申込者から順に契約交渉を行い、合意に達した申込者と契約を締結する。

(2) 契約金額

契約金額は、提案見積書に記載された金額を上限とする。

(3) 契約保証金

契約時における契約保証金は、免除する。

9 その他

(1) 申込者が、応募において、本実施要項に適合しない場合又は提出した書類に虚偽があった場合は、失格とする。

(2) 申込者は、受託予定者の選定後において、本実施要項等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議申立てはできない。また、選定結果について、異議申立てはできない。

(3) 提案に要する一切の経費は、申込者の負担とする。

(4) 提出された書類は返却しないものとする。

(5) 本事業の履行に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、管理上知り得た個人情報等を適切に保護しなければならない。

(6) 本業務委託を実施するときには、市と協議を行うものとする。

10 問い合わせ先

〒994-8510 天童市老野森一丁目1番1号

天童市経済部農林課森林保全係 担当：大戸、矢萩

電話：023-654-1111 内線 213 FAX：023-653-0744

E-mail:nourin@city.tendo.yamagata.jp